

FP 相続新聞

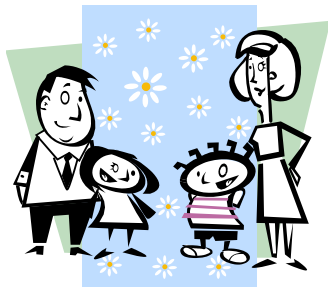
【相続貧乏にならないために】

遺産を特定の人にこっそり遺すには？

平成 26年 7月号

白 分を介護してくれた、次男または相続人ではない長男の嫁に、他の相続人より遺産を多く遺したい遺贈したいと思ったら、①まず、その旨の遺言(遺留分考慮の上)をすれば、相続人の

相続する財産が決まります。②また、自分名義で生命



保険に加入、保険料を負担し、遺したい人を保険金受取人にすれば、受取保険金は相続税法上のみなし相続財産として課税の対象となるものの、受取人固有の財産として、分割協議財産に含まれることなく、特定の人に遺すことができます。

○しかしながら、この二つの方法には「争続」になるかもしれない問題点を含んでいます。相続税の申告手続きは、すべての相続人が、受取った相続財産を明らかにして合算し計算するところから始まります。そして相続人全員の連名で申告しますので、各相続人がいくら受取ったか、その内容をそれぞれが知ることとなります。このことによって、亡くなった人の意思とは別に「平等に法定相続割合分受取りたい」という主張が強い昨今、相続人間の不公平感と妬みが募り、その後の争いに至ることは多々あることです。また、他の相続財産の分割協議にも影響を与えます。

○では、他の相続人に知られることなく、特定の人に遺すにはどうしたらいいのでしょうか？その一つとして、生前贈与と生命保険を組み合わせる方法があります。親が保険料支払いした場合は相続税の

対象となり、受取保険金は他の相続人の知るところとなりますが、親が保険名義人となり、財産を遺してやりたい特定の人が保険料支払人で、かつ保険金受取人となれば、受け取った保険金は相続財産とはならず、所得税の対象となりますので、亡くなった親の相続財産とは何の関係もなく、受取人が個別に申告納税することとなります。○具体的には、親が保険料相当額の現金の贈与を、遺したい人物に行い、その現金(贈与税控除後の金額)で、親名義の生命保険に加入すれば相続財産減少の節税効果がありますし、保険料支払い能力がない場合でも生命保険料の負担が可能になります。また、親から保険料相当額の現金の贈与を受けたときは、直ちに保険会社に保険料を支払うようにしておけば、金銭感覚や生活感を狂わせることも防止できます。受取保険金は、一時所得として所得税が課税されます。相続税が課税される場合の死亡保険金は、非課税限度額(法定相続人×500万円)を超えた「全額」に課税されるのに対し、一時所得の場合は、受取保険金から支払済保険料を控除した「利益」から50万円を控除した額の2分の1が課税対象となりますので、場合によっては相続税より有利な場合もあります。

○保険契約は、まず相続税非課税限度額を利用する契約形態を検討することとなりますが、所得税課税の契約形態を採用することで、他の相続人に内容を知られることなく遺すことができる利点があります。ただし、死亡保険金を受取るためには、亡くなった人の除籍謄本等の提出が必要になるため、相続人以外が受取人の場合、書類入手の際知られることとなりますが、受取る金額を教える必要はありません(長男の嫁が受取る場合は、夫が協力すれば知られることはないでしょう)